



## ■4月以降は今までと何が変わるの？

主な規制内容は、これまでとほぼ同様ですが、以下の3点が変わります。

### 1. 禁止地域と許可地域の区分が変わります



1. 禁止地域の拡大  
「荒船風穴及び緩衝地帯」と「荒船風穴アクセス路沿道地域」を新たに禁止地域として追加しました。
2. 許可地域の名称変更  
県条例の「第一種許可地域」の名称を「許可地域」としました。



新たに禁止地域として追加する地域(世界文化遺産 荒船風穴及びその周辺地域)

### 2. 禁止地域内の自家広告物の事前相談の手続きを追加

3. 屋外広告物の申請・届出先が、群馬県富岡土木事務所から下仁田町に変わります ※屋外広告業の登録を除く

### ■屋外広告物の説明会を開催します。

日時 2月16日(月)午後7時から午後8時  
2月17日(火)午後2時から午後3時のいずれか。

場所 下仁田町公民館3階大会議室  
※申込みは不要です。ご都合の良い日にお出かけください。

「下仁田町屋外広告物条例の手引き」や必要となる様式類は、下仁田町産業振興課の窓口で配布します。また、役場ホームページにも掲載します。

「町民みんなでのぞむ下仁田の景観」の実現に向けて、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ先 産業振興課 土木管理係 TEL64-8807 FAX82-5766